

# 介護人材確保促進事業委託業務 仕様書

## 1 業務名

介護人材確保促進事業委託業務

## 2 事業の目的と概要

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっており、札幌市においても必要な介護人材が確保できていないとする介護サービス事業所が多く見受けられる。

将来にわたり継続して介護人材を確保していくためには、介護サービス事業者の自発的な取り組みによる人材確保がより効果的に行われるよう、必要な知識・手法の習得を支援することが重要と考えられる。

こうした状況を踏まえ、札幌市では介護サービス事業者が自らの事業所の魅力をうまく伝え、求職者の心をつかむための手法を習得して、人材採用力の向上を図るためのセミナーを開催し、併せてセミナーで身に付けた手法を実践する場としての合同就職相談説明会を開催することで、介護サービス事業者に自らの力で継続的に人材を確保していく能力を身に付けてもらい、将来にわたる介護人材の確保につなげていく。

## 3 業務内容

### (1) 介護事業者採用力向上セミナー

知識・スキル獲得の場として、採用力向上を目的とした事業者向けセミナーを開催する。

### (2) 介護事業者合同就職相談説明会

学んだ人材確保の手法を実践する場として、合同就職相談説明会を開催する。

開催時期は9月に2日連続で2回、12月に1回とする。

### (3) その他

#### ア 追加業務

介護人材確保促進に寄与するものであれば、予算額の範囲内で(1)及び(2)以外の業務を加えることを可とする。

#### イ 付帯業務

(1)～(3)の業務実施に係る広報活動、募集に関する業務、参加事業者からの申込受付、会場の選定、講師の派遣など一切の業務についても委託先で行うものとする。

#### ウ 参加対象者

札幌市内の介護施設及び介護事業所で、合計60事業者程度の参加を想定する。

また、原則として参加者は(1)と(2)の両方に参加するものとする。

#### エ 記録及び報告

各業務終了後は事業の効果測定等の参考とするため、参加事業者にアンケート調査を実施する（内容は札幌市と別途協議の上、決定する）。

#### 4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にし、疑義が生じた場合は委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本事業により得られたデータ及び成果品は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本事業の実施に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 受託者は、本事業実施に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）を遵守すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。

#### 5 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】 福田、安宅

電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117